

あなたの 声 声 声 広聴のページ

ご意見・ご提案をお寄せください

あて先は
〒510-8601 市役所市民生活課 広聴係
TEL54-8147
FAX59-0284(24時間送信できます)
インターネット四日市市ホームページアドレス
<http://www.city.yokkaichi.mie.jp>
「市政への提案箱」へ
〔住所・名前を明記してください〕



今回は、インターネット・ホームページ「市政への提案箱」にお寄せいただいたご意見・ご要望の中から抜粋・要約したものを掲載させていただきます。

近鉄四日市駅周辺の自転車撤去に配慮してほしい

禁止区域内の放置自転車は毎日撤去しますので、「理解を...

ご要望

近鉄四日市駅の近くに自転車を置きましたが、一日置いていただけで撤去されました。せめて一日目は警告シールを張るだけにしてください。

市から

市では自転車の放置防止策として、自転車等放置防止条例を定め、

特に自転車の利用の多い近鉄四日市駅周辺を放置禁止区域に指定し、毎日、巡視と自転車の整理・撤去を行っています。

歩道などに自転車一台でも置いてあると、次々に置かれるといった現状や、撤去する自転車と撤去しない自転車がある不公平が生じるといった理由から、放置時間を区

別することなく、毎日早朝の決まった時間に放置自転車を撤去しています。

撤去した自転車は、九十日間保管し、所有者が確認された自転車については、自転車第一保管場所(芝田一丁目近鉄湯の山線高架下)へ52・2236)で返還させていただきます。返還の際には、撤去保管費用として千円が必要です。

自転車の放置防止については、市民の皆さんのマナーによるところが大きいため、ご理解とご協力をよろしくお願ひします。

なお、近鉄四日市駅周辺では、自転車駐車をご利用いただけます。すよお願ひします。道路交通課(市役所6階) 54・8154)

学校区はどのように決められているのか

地域とのまとまりを重視して設定しています

ご意見

大矢知地区の十志町に住んでいますが、小・中学校は隣の地区の富田小学校、富田中学校に通学の方が近いです。学校区の見直しの計画はないのでしょうか。

市から

通学区域(学校区)については、単に通学距離だけではなく、次のような考え方を基本的に設定しています。

教育上無理のない通学距離を設定する。学校の規模が、教育効果や学校運営上、適正な規模とな

るよう配慮する。

通学の安全が守られるよう配慮する。

道路、河川、鉄道などの地上に存在する明確な物によって区画する。

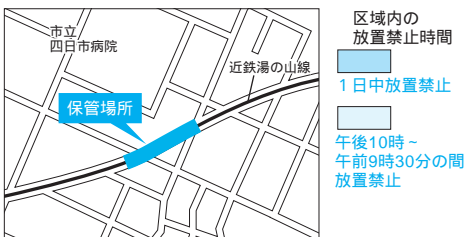
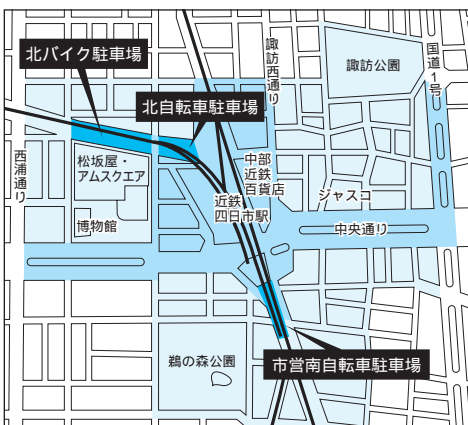
「地域社会づくり」でのまとまりを考慮し、住民のさまざまな活動が教育の向上につながるよう、行政区と学校区の整合を図る。

通学区域は「地域社会づくり」に大きな影響を及ぼします。子供会活動や非行防止活動など、地域と一体となって取り組む活動が円滑に行われるために、特にこのような地域とのつながりを重視して設定していますので、ご理解をお願いいたします。

なお、健康上の理由や教育上の配慮など特別な事情により、例外的に学区外通学が認められる場合もあります。許可の基準などの詳細は、学校教育課(市役所9階) 54・8250)へお問い合わせください。

教育総務課(市役所9階) 54・8237)

自転車等放置禁止区域と撤去自転車などの保管場所



区域内の放置禁止時間
1日中放置禁止
午後10時~午前9時30分の間放置禁止